

事務連絡  
平成19年4月4日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者様  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

障害者自立支援給付費に係る会計処理についてのQ&A

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、障害者自立支援法の施行に伴い、「障害者自立支援給付費」による収入について、先日「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について（平成19年2月20日雇児発第0220001号、社援発第0220001号、障発第0220002号、老発第0220003号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知。以下、「一部改正通知」という。）をお示し致しました。この一部改正通知は、計算書類中の勘定科目に「(大区分)自立支援費等収入」を加えたものですが、その取扱いの詳細につきまして、Q&Aをまとめましたので、情報提供させていただきます。  
つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願い致します。

## (参考) 今回加えた勘定科目

- ・社会福祉法人会計基準中の、資金収支計算書及びその内訳書、事業活動収支計算書及びその内訳書の勘定科目に次のものを加えた。

### 【障害者自立支援法に基づく給付費等収入】

大区分	中区分	科目的説明
<u>自立支援費等収入</u>	<u>介護給付費収入</u>	介護給付費の代理受領分をいう。
	<u>訓練等給付費収入</u>	訓練等給付費の代理受領分をいう。
	<u>障害児施設給付費収入</u>	障害児施設給付費の代理受領分をいう。
	<u>サービス利用計画作成費収入</u>	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
	<u>特定障害者特別給付費収入</u>	特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
	<u>特定入所障害児食費等給付費収入</u>	特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。
	<u>利用者負担金収入</u>	利用者(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。なお、各給付費に係る利用者負担金分、特定費用等の利用者負担金分、代理受領を行わない場合の給付費相当分について、それぞれ小区分を設定する。

- ・なお、小区分については、必要に応じて追加、省略することが望ましい。

問1 この勘定科目を用いて処理する収入は何か。

(答)

「(大区分) 自立支援費等収入」は、

- ①障害者自立支援法に基づくサービス（地域生活支援事業を除く。）の提供に係る収入
- ②児童福祉法に基づく、障害児施設給付費の給付対象となるサービスの提供に係る収入

について処理する勘定科目である。具体的には、下記の表に掲げるサービスに関する収入について適用する。

適用開始時期	サービス種類
平成18年 4月～	居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、共同生活援助
平成18年 10月～	重度訪問介護、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援、知的障害児施設支援、知的障害児通園施設支援、盲ろうあ児施設支援、肢体不自由児施設支援、重症心身障害児施設支援

※平成18年10月2日付け「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）においてお示しした「就労支援の事業の会計処理の基準」を用いる事業所等についても、自立支援給付費についてはこの勘定科目によって処理することとする。

（例1）身体障害者更生施設として運営し続けている場合（旧法指定施設）

→平成18年10月までは、従来の勘定科目により処理し、平成18年10月以降は「(大区分) 自立支援給付費収入」により処理する。

（例2）知的障害児施設を運営している場合

→平成18年10月以降において、契約により施設を利用する障害児に対する支援（知的障害児施設支援）に係る収入については「(大区分)

「自立支援給付費収入」により処理し、その他の措置費等による収入については、従前通りの処理となる。

問2 「(中区分) 利用者負担金収入」についての各小区分の具体的な取扱いはどのようになるか。

(答)

1. 一部改正通知においては、「(中区分) 利用者負担金収入」について、「特定費用等の利用者負担金分、代理受領を行わない場合の給付費相当分について、それぞれ小区分を設定する」としたところであるが、各小区分の取扱いは次の通りとする。
  2. 「(小区分) 利用者負担金収入」について  
サービスにかかる給付費の利用者負担分について、この小区分で処理することとする。
  3. 「(小区分) 特定費用等収入」について  
事業所や施設を利用する上で、利用者の負担として事業所等に支払われるもの（上記1の給付費の利用者負担分を除く）について、この小区分で処理することとする。  
具体的には、「食事の提供に要する費用」、「日用品費」など、指定基準において利用者が負担することとされている費用がこれに該当する。
  4. 「(小区分) 償還払い分収入」について  
給付費の代理受領を行わない場合、利用者が直接、給付費を事業所等に支払うこととなるので「(中区分) 利用者負担金収入」で処理するが、そのうち給付費相当分（利用者が後に償還払いを受ける分）は「(小区分) 償還払い分収入」によって処理することとする。

問3 特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別  
給付費による収入の取扱いはどのようになるか。

(答)

これらについては、その給付費の性格から、それぞれ、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費による収入と同様の取扱いとする。